

熊谷市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

熊谷市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

埼玉県教育委員会は、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下「前基本方針」という。）し、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用など、これまでにない取組を位置付け、令和4年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。

教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」としている。

このため、熊谷市教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「実施計画」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとした。

(2) 本市の現状

- 本市では、「教員の働き方改革」を定め、教育職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間状況】

	令和6年6月		令和6年11月		令和7年3月	
	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	39.0%	0.5%	21.1%	0%	24.7%	0.2%
中学校	48.8%	1.8%	38.7%	0%	33.2%	2.1%

- ・ 時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合は、減少傾向にあるものの、小学校でおよそ25%、中学校で33%の割合である。「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっている。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数值】

- ・ 年間の年次有給休暇の使用日数5日以上【96.7%】の教職員の割合を100%にする。

【96.7%】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

【11.8%】

- ・ ストレスチェックにおける仕事に働きがいを感じている割合を95%にする。

【91.3%】

3. 計画の期間

○ 令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、熊谷市少年補導センターを

事務局として、青少年補導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できるよう、スクールロイヤーの相談体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 調査媒体の電子化、一斉配信メールアプリ、アンケートフォーム作成ソフト及び校務支援システム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ ICT 支援員を全校に配置する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムを活用し、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 原則として、勤務時間外の外部からの電話には対応しない。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、熊谷市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。